

Q & A

Q1 同意書を提出したり、個別避難計画を作成したりしないと支援を受けられないのですか？

A1 災害発生時には、同意の有無にかかわらず対象者全員の氏名等を記載した名簿を支援を行う関係者に提供するので、同意書の提出等がないからといって支援を受けられないものではありません。

しかし、**あらかじめ同意書を提出し、個別避難計画を作成しておくことで、速やかな支援に繋がる**ことが考えられます。

一方で、前ページに記載のとおり、**同意書を提出したり、個別避難計画を作成したりしても災害時に必ず支援を受けることができる**とは限らない点にもご留意ください。

Q2 同意書を提出しましたが、地域から個別避難計画作成の呼びかけがありません。

A2 前ページの「個別避難計画作成の進め方」はあくまでも「例」とあるとともに、その作成は順次行われていきますので、同意書を提出してもすぐに呼びかけがあるとは限りません。

個別避難計画の作成を希望する場合、**自ら積極的に地域にその作成をお願いすることも検討してください。**

Q3 日中だけの支援をお願いすることはできますか？

A3 日中だけの支援をお願いすることは可能ですので、同意書にそのように記入してください。

夜間のみ支援を希望する場合も同様です。

その他、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。
また、ホームページもご参照ください。

福井市避難支援プラン

検索



【問い合わせ先】〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（別館5階）

福井市 危機管理課 TEL (0776)20-5234 FAX (0776)20-5235

福井市避難支援プラン

災害の際にご自身で避難することが困難な方

福井市 避難支援プランの 御案内

福井市避難支援プラン

福井市では、災害の際に支援を必要とする方（避難行動要支援者）からの申出を受け、その方々が居住する自治会に名簿（避難行動要支援者名簿）を配付し、**地域で平常時の見守り活動や災害時の手助け**ができるよう取り組んでいます。



支援の対象者（避難行動要支援者）

- ① 身体障害者手帳1・2級（総合等級）をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 要介護認定3～5を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑤ 福井市ひとり暮らし等高齢者登録資格認定者の方
- ⑥ その他、自力で避難することが困難な方



※ 家族からの支援を受けることができる方、長期入所・入院中の方は対象外

制度の流れ

1 避難行動要支援者：同意書の提出



自身の氏名等を自治会等に提供することに同意する**同意書**を市役所に提出してください。

2 市役所：名簿の作成と配付



・避難行動要支援者からの同意書をもとに、避難行動要支援者名簿を作成します。

・作成した名簿を年2回地域*に配付します。

* 自治会長、自治会連合会長、自主防災会長、自主防災組織連絡協議会長、民生委員児童委員、福祉委員、市・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防機関、警察機関

3 地域の方々：災害時の支援体制づくり等



配付された名簿に基づく**災害時の支援体制づくり（個別避難計画の作成等）**や**平常時の見守り活動**を地域の方々をお願いしています。

制度のポイント

1 災害時の支援体制づくり（個別避難計画の作成）

個別避難計画とは

災害時に備え、対象者の皆様を「**だれが、どこに、どのように避難させるか**」を事前に計画しておくものです。

個別避難計画作成の進め方の例

地域からの呼びかけ

市役所から配付された名簿をもとに、地域から**必要な支援についての呼びかけ**があります。

個別避難計画を作る

話し合いなどにより、自身の**個別避難計画**を**地域の方々と共に作成**します。

個別避難計画の共有

作成した個別避難計画の**写し**を**関係者***に配付することに同意します。



* 避難行動要支援者本人とその家族、自治会長、自主防災会長、民生委員児童委員、福祉委員、実際に支援をする方、福祉専門職、地域包括支援センター、福井市危機管理課 等

2 地域との関係づくり

この制度は、地域の方々の善意によって成り立つ任意の制度であり、**災害時に必ず支援を受けることができる**とは限りません。

支援を受けやすくするため、**地域との関係づくり**を心がけてみましょう。

自治会に加入していない方は、加入して地域の方々との関係性を築くことも1つの方法です。

